

令和6年度 大和市出産費用助成事業のお知らせ

大和市では、少子化対策の一層の充実を図るため、第3子以降のお子さんを出産する夫婦に対し、出産費用の一部を助成します。

<助成の対象となる費用等>

第3子以降の子どもの出産費用（分娩及び入院費）のうち、自己負担した費用から、以下を控除したものが対象です。妊娠22週以降の死産の場合の費用も対象とします。

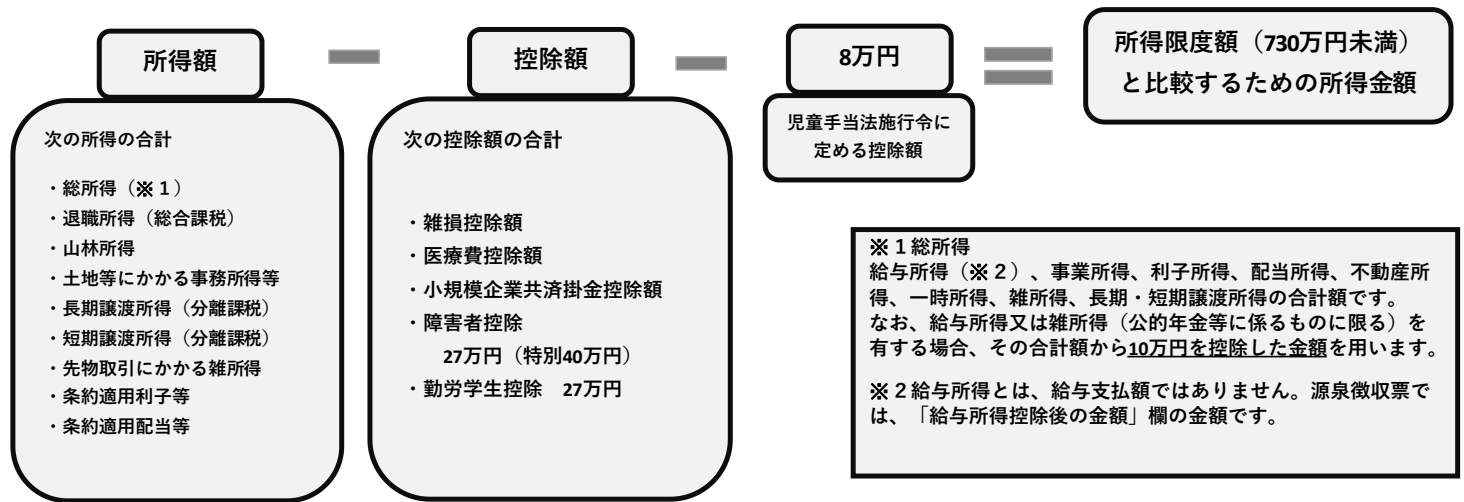
- *次に掲げる費用は、助成の対象から控除します。
1. 健康保険による出産育児一時金
 2. 健康保険による出産育児一時金の付加金
 3. 帝王切開などの場合の高額療養費（該当する場合のみ）
 4. 入院時の差額ベッド代や選択性のアメニティー

<対象者>

次の要件の全てを満たす夫婦が助成の対象です。

1. 法律上の婚姻関係にあり、出産及び申請の時点で夫婦及び子どもが大和市に住民登録をしている
2. 出産した子どもを含め、夫婦が18歳未満の子どもを3人以上養育している
3. 国民健康保険や社会保険など公的健康保険に加入している
4. 夫婦の前年（1～5月までの申請については前々年）の所得の合計額が730万円未満である
5. 大和市の市税等に滞納がない

◎ 所得の計算方法



<助成金額および内容>

出産費用から、加入している健康保険が助成する出産一時金等を控除した額の2分の1とし、5万円を上限とします（1000円未満端数は切り捨て）。

<必要書類>

1. 出産費助成金交付申請書（第1号様式）

*書式は大和市ホームページからダウンロードできます。なるべく両面コピーにしてください。

2. 医療機関や助産院が発行した出産費用に関わる領収書（コピー可）及び診療報酬明細書（コピー可）

3. 加入されている健康保険が助成した出産育児一時金や付加金がかかるものまたは写し

*組合から発行された通知書や、なければ銀行振込みがわかる通帳またはコピー

*いずれも発行日や振り込み日が明記されているものにしてください。

4. 夫と妻の健康保険証または写し

*問い合わせ可能な連絡先を、会社などを通じてご確認の上、申請書にご記入ください。

5. 親子（母子）健康手帳

6. 申請者名義の普通預金口座を確認できるもの

*ゆうちょ銀行の場合は、7桁の口座番号と3桁の店番が必要です

……以下は該当する場合に必要となります……

7. 所得証明書（課税証明書、または非課税証明書）

*転入などにより大和市で当該年度の所得が確認できない場合は、前住所地の市区町村の発行する次の年度の所得証明書（課税証明書）の提出が必要です。

→1～5月までの申請は、夫婦の前年度（前々年分）の所得（課税）証明書

→6～12月までの申請は、夫婦の現年度（前年分）の所得（課税）証明書

（注）1～5月の申請者は気をつけてください

<例1> 令和5年6月～令和6年5月に申請の場合→令和5年度（令和4年分）の所得証明書

<例2> 令和6年6月～令和7年5月に申請の場合→令和6年度（令和5年分）の所得証明書

*所得証明書はその年の1月1日に住民票があった自治体で、その前年（1月～12月）の所得証明を取得できます。

8. 高額療養費の決定通知書、もしくは内容が確認できるものの写し

***帝王切開などで高額療養費の対象となった場合**、高額療養費の支給までに3か月程度かかることがあります。該当する場合は、なるべく支給額などがわかる書類が整ってから当事業の申請をしてください。

<申請期間> *申請期限に注意してください！

出産した日を含む月の月末から 6か月以内に申請してください。

<支給方法>

申請内容を審査後、「出産助成費（交付・不交付）決定通知書」を送付します。交付を決定した場合は、申請者の指定口座に振り込みます。

<申請の却下・助成の取消し、その他>

*要件に該当しないなど、申請を却下された場合には、その旨を通知します。

*不正な手段をもって助成を受けた場合は、助成金の全額を返還していただきます。

<申請窓口および問い合わせ先>

申請手続きは、以下の窓口のみで行っています。ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

大和市鶴間 1-31-7 大和市保健福祉センター2階

こども部 すくすく子育て課 母子保健係 電話 046-260-5609（直通）

ホームページ URL ; https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/age/C/C00011.html

（令和6年4月発行）